

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

海陽町長 三浦茂貴

市町村名 (市町村コード)	海陽町 (36388)
地域名 (地域内農業集落名)	海南地区2 (大比、大内、笹草、寒ヶ瀬、平井、桑原、村山、柱野、岡本、中野、皆ノ瀬、榎木屋、小川口、下小谷、上小谷、榎ノ瀬、神野、若松、伊勢田、鯖瀬、粟ノ浦、三浦大田、稲東中、稲西浦上、浜、五反田、四方原の一部、大里の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等により耕作ができなくなっている</li> <li>・農業の担い手が不足している</li> <li>・農作業がしんどい、水田管理がたいへん</li> <li>・草刈りがたいへん</li> <li>・機械代・修理費、肥料代が高い</li> <li>・サルやイノシシなどが田畑を荒らす</li> <li>・農業で儲からない</li> <li>・農地の集積・集約を進めたい</li> <li>・小さな農地も大切</li> <li>・農地を貸したいが借り手がない</li> <li>・農地を売りたい</li> </ul> <p>【地域の基礎データ】</p>
--

### (2) 地域における農業の将来の在り方

<p>本地区の農地は、ある程度の規模の農地のまとまり、あるいは小規模な農地が点在する地区である。本地区では、地形特質を活かし可能な農地で農地の基盤整備を図る。また、鳥獣害の被害が顕著であり、重点的な鳥獣害対策を行う。多面的な観点から本地区の農業を展開するため、勉強会や話し合いを適宜開催し、関係者合意を図る。これらの取組により、本地区において農業の効率化、農業作業労働の軽減化、農業所得の増加等の実現により、将来の担い手確保、後継者確保を目指す。</p>
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	405 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農業上の利用が困難な農地は、必要に応じて保全・管理を行う区域として適切に設定する。</p>
---

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会や話し合いにより担い手ニーズを踏まえ、関係者の同意を得て担い手への農用地の集積・集約を進める</li> <li>・これらを将来の担い手確保につなげる</li> </ul>
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会や話し合いにより担い手ニーズを踏まえ、関係者の同意を得て農地中間管理機構の活用を進める。</li> <li>・これらを将来の担い手確保につなげる。</li> </ul>
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会や話し合いにより担い手ニーズを踏まえ、地域の同意を得て地域の地形特質を活かした再ほ場整備等を進める。</li> <li>・基盤整備事業の実施にあたり、中間管理機構関連の基盤整備事業等の導入を検討する。</li> <li>・これらを将来の担い手確保につなげる。</li> </ul>
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会や話し合いにより賛同者を得て、多様な経営体の確保・育成の取組を進める。</li> <li>・ブランド化・交流販売等の流通販売の活性化を進める。</li> <li>・多様な経営体の確保から、耕作意欲のある小さな農地も保全する。</li> <li>・農業以外もPRし外から人を呼ぶ。</li> <li>・これらを将来の担い手確保につなげる。</li> </ul>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会や話し合いにより、農業協同組合等の農作業委託の取組を進める。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカ、サル等の多面的な鳥獣害防止対策を実施する。
- ⑩勉強会や交流会を開催し、次の検討を進める。
  - ・農業の効率化、農業作業労働の軽減化
  - ・担い手確保、後継者確保の取組み推進
  - ・海陽町陽町農産物のブランド化
  - ・販路開拓等による農業での収益向上